

第3回史跡広島城跡保存活用会議 要旨

1 会議名称

史跡広島城跡保存活用会議

2 開催日時

令和4年12月1日（木） 14:00～16:00

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階 第7会議室

4 出席委員等

(1) 委員（敬称略）

三浦正幸（座長）、棚橋久美子（副座長）、三宅正浩、今川朱美、中越信和

(2) オブザーバー

浅野啓介、伊藤大輔、児高静博

(3) 事務局

広島市市民局 文化スポーツ部長、文化財担当課長、広島城活性化担当課長
株式会社パスコ

5 議題（公開）

史跡広島城跡保存活用計画素案について

(1) 第4章 史跡広島城跡の本質的価値について

(2) 第5章 史跡広島城跡の現状と課題について

(3) 史跡及びその周辺の現状・課題とそれに対する取組の方向性について

6 傍聴人の人数

0人（報道関係者を除く。）

7 会議資料

資料1 史跡広島城跡保存活用計画素案（第4章）

資料2 史跡広島城跡保存活用計画素案（第5章）

資料3 史跡及びその周辺の現状・課題とそれに対する取組の方向性について

参考資料1 史跡広島城跡保存活用計画 全体目次案

参考資料2 広島城を構成する要素（確認用写真）

8 発言要旨

議事に入る前にオブザーバー及び事務局のメンバーの変更について説明があった。

(1) 第4章 史跡広島城跡の本質的価値 について

(素案内容「第4章 史跡広島城跡の本質的価値」について事務局より説明を行った。)

(中越委員)

浅野氏が受け継いだ時の史料が色々残っているかと思うが、その中で城内にある樹木の樹種・本数であるとか、或いは庭園の数とか、そういったものは書き込まれているのか。

(事務局)

それらについては後述の「現状と課題」で示している。

(三宅委員)

近代の扱いにおける表記として、「本質的価値を補完するもの」と「本質的価値の理解を助ける要素」があって、それに対する説明として「近世に構成された要素を補完する要素」とあるが、“本質的価値”という言葉の意味が2種類あるように思う。私の感覚では、“補完する”という言葉が他の史跡でも使われている本来の使い方ではないかと思っていて、近代に関しては、本質的価値には近いものだが系統が異なるもので、補完するというよりは別の意味の本質的価値として位置付けるべきではないか。他の事例が近代をどう捉えているのか。広島城としては、史跡が持っているものというよりは歴史的経緯として日清戦争の際に大本営が置かれたということが歴史的意義として大きいかと思うので、そこは書き込まれないのか。

(事務局)

非常に難しい部分で、“史跡広島城跡”に限定すれば本質的価値ではないかもしれないが、広島を語る上では本質的価値に相当するだろうといった両方の側面を有することから、間をとった表現を工夫できれば、と考えている。「本質的価値の理解を助ける要素」という表現についてはあくまでも近世の復元建物等について限定した使い方とし、それ以降の近代の歴史的変遷を示す要素では広島城が広島城ではなくなった後の歴史を全般的に含む可能性のあるものとして位置付けることができればと考えている。ご指摘のあった大本営についても、史跡上は本質的価値ではないかもしれないが、広島を語る上では本質的価値であるものとして、委員にご意見をいただいて検討していきたい。

(三宅委員)

捉え方について異論はないのでしっかり書き込んでいただきたい。ただ表現が難しいところがあるので、一例としては「本質的価値に準ずるもの」等と分かりやすく表現していただきたい。

(事務局)

表現する用語については、他の自治体例も参照し最適解を検討する。

(三浦座長)

広島城跡は基本的に近世城郭の跡として史跡指定を受けており、近世より後の時代のものについては直接の本質的価値ではないということで、価値記載の用語については厳密に指定の大元を考えて決めていただきたい。

これは難しいところで、“準ずる価値”に入れていい史跡もある。本質的価値とほぼ同等の価値で絶対的な価値とは少し違う時に“準ずる価値”とするが、大本営のように歴史的に非常に重要なものだが、かつての広島城とは関係ないものなので、どのように評価するかを少々議論していただきたい。

(三宅委員)

他の自治体で広島城と同じようなケースでの近代の部分の表現はどうなっているのか。準ずる価値としているところもあるようだが、広島城がそれにそぐわない場合の表現を伺いたい。

(三浦座長)

準ずる価値はかなり程度が高いものなので、広島城の場合だと明治の大本営、近世城郭においては唯一の被爆遺跡である。これらは広島城を語る上では絶対に必要なものであるため、何かの形で書いておかななくてはいけない。広島城の価値を考えた時に、大本営と被爆関連物というのは特段の価値があるため、準ずる価値とするのが相当となればそのようにするのが良い。

(三宅委員)

私は“準ずる価値”に相当するのではないかと思う。

(三浦座長)

大本営と被爆遺構を準ずるとしたときに、その他にも近代以降のものがあって、それらをも準ずるとするのは言い過ぎになるということで細分がややこしくなる。計画書の作成の目的として、1つは広島城の活用であり、どのように活用していくかについては、今後史跡広島城跡において、庁内各部署の担当者が何らかの事業を行おうとした際、ほとんどは作る、改造する、改修するとなるが、この計画書があることで手を付けなくていいところ、新調が必要なところ、絶対的に守らなくてはいけないところがすぐ分かるように明示されていることが重要なので、分かりやすさが必要である。その点も踏まえて考えていただきたい。

(中越委員)

Iは当然として、II・III・IVと価値としては外せないものかと思うが、Vはどういう扱いになるのか。

(三浦座長)

Vは本質的価値ではないものを示すものである。また、本質的価値を補完するものでもなく、本当にその他のものになる。

(中越委員)

広島市として、この城は絶対的な価値であるから保存する・復元するという議論はしてき

ていると思うが、軍事施設に関してはどう評価するのか。軍事施設も大事であるから歴史の一環として保存していくという考え方なのか、あえて取り上げないとするのか聞きたい。

(事務局)

これに関しては、次回予定している保存・管理・活用・整備の現状と課題、それに対する広島市の方向性と方法の提示の中でも詳しく挙げる予定であるが、近世の広島城に関するものだけでなく、それ以外の時代で広島城内に存在し、別の形で本質的価値を有しているものがある。具体的なことは後ほど触れるが、例えば「中国軍管区司令部(旧防空作戦室)」など、市が“原爆遺跡”として登録を検討しているものもある。その場合、広島城としては本質的価値ではないかもしれないが、被爆遺跡としては本質的価値を有しているので、両者整備を進めていく上での整合は大変難しい問題になってくる。個々のケースについても委員から意見をいただき、よりよい選択をしていきたいと考えており、この保存活用計画の中でも最低限の方向性を共有して、後の整備基本計画に繋げていきたい。

(三浦座長)

補足だが、本質的価値というのは後世にしっかりと伝えていかなければならないものである。従って無くしてはならないものが本質的価値となる。Ⅲの近代の価値についても、現在は“補完する価値”になっているが、基本的に補完する価値として近代のものを挙げた時には、原則としてそれは保存していかなければいけないものになる。ただし本質的価値、近世のお城としての本質的価値と保存活用に関して“極めて重大な避けがたい矛盾”が生じる場合は本質的価値の方を優先する、と定めておく必要がある。さもないと補足・補完する価値についても全て保存することになる。

またⅡ“本質的価値の理解を助ける要素”について復元建物が挙げているが、復元した建物については文化財とは言えない。従って痛めば修理をするし、復元等が正しくない、耐用年限が過ぎた時などは建て替えるということもやぶさかではないものであるため、ⅡとⅢはかなり扱いが違ってくる。現状はⅢのところに大本営と被爆遺跡が入ってきていて、これは基本的に残すということになるが、それは本質的価値に準ずると書くか補完すると書くか、どちらが据わりがよいかの話になる。

(中越委員)

重なった場合は近世の城だった頃の遺構が優先されるということで理解した。

(三浦座長)

今後整備していくときに、例えば大本営跡の礎石は本質的価値のある御殿の上に乗っかっているので、従って本質的価値の御殿を活用しようとするためにその礎石を除却していかとなるとややこしい話になってくる。今回この計画書でそういう事態が生じた時にどうするかを盛り込むかは別として、広島城にはそういった重大な問題があるということで、委員の皆様がおっしゃるように準ずる価値にしておいた方がいいかもしれない。その点について次回以降どうするかを考えなくてはいけない。他に遺跡はこのような、特に近代の重要遺跡はあまりないものであるため問題にはならないが、広島城特有の問題なのでどのよ

うにするか、特にご意見をいただきたい。準じるのか補完するのかということだが、もしくは現状は近代以降の歴史と書いてあるが、歴史の中でも大本営と被爆遺構を特記して準ずるとして、残りは1ランク下げるというやり方もあるが、結構ややこしくなる。

(中越委員)

優先順位が決まっていればそれを堅持すればよい。

(三宅委員)

準ずるよりも補完の方が扱いは下がるということか。

(三浦座長)

そんなことはないが、言葉の持っている響きで準ずるとまで言っているか、日本全国の遺跡の活用の仕方、表現の仕方と関わってくる。文化庁の理解が必要になると思うので、お聞きしたい。

(浅野調査官)

広島城の特有なところがあるのでこういう被爆遺構とか大本営なども準ずる価値でいいのではないかと考えているが、座長がおっしゃるように難しい。

(三浦座長)

準ずるというのは近代の価値についてあまりつけるものではないが、広島城の特有のもの、他の遺跡にはない特別な価値である。従って準ずるでもいいのではないか。準ずると書いておいた方が今後価値を滅失しないように保存していけるというのが強く伝わるのではないか。

それでは準ずるにすることということで、今はⅡが復元建物になっているが、準ずるとするならばⅡとⅢは入れ替えて、復元建物はⅢにしていきたい。

近代以降に相当するもので大本営と被爆遺構に関しては広島城特有のものであるが、その両者に係わりのない近代の歴史要素というのは昭和戦前期までであるのか。

ざっと確認するとどちらかにはなっている。近代の遺構に関しては準ずることということでⅡにして、復元建物については理解を高めるということでⅢにしたい。

この会議ではⅡとⅢは入れ替えて、それからⅢの近代以降のものについては大本営跡と被爆遺跡であると明記して、本質的価値に準ずる価値である、広島城特有のものであると変更する。

(事務局)

そのように修正する。

(浅野調査官)

2つあるが、保存活用計画というのは順番に章立てに沿って作っていただくことになっているが、2章の概要が前回委員会で出たのみで固まっているのかということ、もう一つは本質的価値の中に“江戸幕府から見た広島城”の位置付けというのが無くていいものか、その点を伺いたい。

(事務局)

幕府から見た広島城という視点については、ご指摘の通り若干薄い内容となっている。その部分についてはもう一度本質的価値の5つのテーマの中にどのような形で反映していけるのかも含め、再度事務局の中で検討したい。これ以前の1～3章の部分については今現在も加筆中である。保存活用計画の中で歴史書としての内容が厚くなりすぎているので、必要なシェイプアップの作業を行った上で、委員の皆様にご意見をいただく。その過程で文化庁にもご意見をいただきたい。

(浅野調査官)

ある程度概要が固まっていないと、本質的価値も変わってくることもあるので、その点はまた確認させていただきたい。合わせて委員の方にも確認をお願いしたい。

(三浦座長)

3章までは作成し皆様にお送りしていたかと思う。若干歴史的事実に誤りがあるので、そこは歴史関係の委員の方に直していただきたい。江戸幕府から見た広島城、これは西日本の外様大名が築いて、それから明治維新まで外様大名が居城した城とその途中で譜代・親藩大名になった城と若干扱い等が違っている。元和元年の武家諸法度によって城の増強が原則的に禁止されたので、外様大名が造って外様大名の城だったものに関しては元和元年で凍結されて、それ以後基本的に増築はできない。要するに元のまま修理しろという意味で、非常に古い時代のものがほぼ凍結保存されて明治維新になったという、そういう指摘が確か第2章か3章の歴史のところにはあまり書いていなかった気がする。その点明確に記載していただきたい。従って幕末においても、江戸の初めにおいても、城郭部分についての改変はほとんどなくて、城郭扱いではない部分、要するに屋敷とか役所については自由に変化があったと考えられる。広島城というのはずっと外様大名で、かつ途中には福島正則改易事件があったため、その改易事件の時の城郭にて明らかに破却された跡が出てきている。その辺が広島城では非常に重要になってくるため、2章3章のところに書いたが、例えば本丸の上段の東北の角にある石垣の崩れたところは福島正則の改易事件の跡であって、崩されていること自体が本質的価値であると、これは2章か3章にボヤッと書いてあった。普通石垣を本質的価値と明記した時に、江戸時代の石垣が現在明らかに無くなってしまっている場合だと、その石垣を復元するということになる。これは各史跡でも行われていることだが、広島城においては、福島正則改易事件の時に壊した石垣の部分だということで、そこを復元するのは歴史的事実として困ることになる。そういった意味で浅野調査官は本質的価値の書き方が変わってくると懸念されたわけである。後ろの本質的価値のところ“本丸上段北東部の石垣”が崩れたところ、それは福島の事件の構造であると明記してあるが、足りないのではないかとこのところについても、今日は時間が足りないので、お気づきの点は事務局に直接お伝えいただければと思う。その結果については次回の委員会で報告してもらうということではいかがか。

(事務局)

補足をさせていただくと、前回の第2回の会議の席で、歴史的な価値の位置付けについて誤り等のご指摘を多くいただいたので、現在1～3章については全面的に改稿させていただいた状態になっている。まず最低限計画を策定するのに必要な骨組みを作り、そこに肉付けをしていっている最中ではあるが、江戸近世の修復・修築なども含めた形でひとまとめにできないかと、現在広島城の学芸員の方の協力も得ながら進めているところである。ある程度ひとまとまりにできて、なおかつ保存活用計画の中に、ここからは資料編に入れようとか、ここまでは本文に入れようとか、そのあたりの采配がある程度進んだ段階で委員の皆様に意見をいただきたい。先程三浦座長からお話があったが、江戸期の浅野氏の中でどのような修復が行われていったのか、あるいはその石垣の補修はどういう記録が残っているのか、歴史的な文献史料の方からも辿れるものと、今後実施していく石垣カルテ等の整備過程で現地に残されている記録から辿れるものと、それらを合体させた形で、より本質的価値を高める手立てを考えていきたいと考えている。

(三宅委員)

江戸幕府から見た位置づけという発言があったが、それに関連して気になったのが、毛利が築いて近世城郭として栄えたと、そういうストーリーになっているが、やはり近世城郭としての広島城を考える際に、福島の後には浅野、特に浅野が最も長く広島城に在城して、安芸の国の支配の拠点として機能したということは非常に大きい。1行でもいいので、そういうことを書いていただいた方がよい。

(三浦座長)

第4章の1頁目のところに書き加えていただきたい。そうすると福島正則の改易事件、また広島城は完全な平城であるので、太田川を昭和戦後に河川改修してやっと洪水からの危険を無くすことができたが、明治までは大洪水で城内がたびたび水没して、それによってあちこち壊れているというのが歴史に見えているため、そのことも合わせて記載していただけるとより一層広島城の価値が高まる。

個々の本質的価値の構成要素についてはここに書いてあるが、これで本当に全部正しいのかどうか、目は通したが皆様の方で抜け落ちているもの、ここでは挙げるべきではないものなど意見をおっしゃっていただきたい。

また、3頁の表の本質的価値から外れて、史跡の保存管理活用に有効な要素の中で、上から4つ目の教養施設のところに“記念碑”“石碑”と書いてあるが、どの史跡でも扱いが非常に議論されるべきところである。なぜかというところの中に史跡と全然関係ないもの、よそにあった方がよいものに関しては、ここに書いてあると活用に必要なもので、置いておいても構わないということになる。場合によっては記念碑や石碑というのは、そこに置いておかない方がより望ましい。要するに史跡として全く関係ないし、保存活用の面でも役に立たないものについては場所を移設することを普通は考える。ここは後で細かく出てくるだろうが、ここでは教養と挙げてあるので、この史跡や記念碑、石碑が教養に関係あるものとして

取り上げたのか確認させていただきたい。

(事務局)

史跡とはあまり関係のないもの、場合によっては動かすことが可能かもしれないものについては、案件ごとに検討していくことを詳細に加えていく必要があるかと思うが、事務局としてそれぞれに対して現段階ですぐ答えが出せるものではないと判断している。一括して、保存管理活用に有効な要素として動かすこともできるものとして扱いながら、後の整備基本計画の改訂の際に個々について検討を加えて、実際にその場所の整備を行う際に移築、あるいは移設、あるいはそのままにするといった判断を具体的に委員と協議して進めていけたらと考えている。

(三宅委員)

現状どういったものがあるのか、それによると思う。

(三浦座長)

IVのところに挙げておくと移設しづらいので、関係のないモニュメント・記念碑はVに挙げておくものである。まだ分けていないということはよろしくないが、この策定期間中に分けることはできるか。

(事務局)

恐らく難しいので、整備基本計画の改訂の間まで少しお時間をいただきたい。

(三浦座長)

分けておかないと今後の取扱いに困ることになる。

(中越委員)

いくつかの団体が記念植樹しているのではないかと思う。その時は必要であるから許可されたものかと思うが、本質的価値からは遠い。

(三浦座長)

現状管理活用のIVに入っている。

記念植樹をした際に、合わせて石碑が建ち、広島城とは全然関係ない場合だと、本来そこには無い方がよいものとなる。

(中越委員)

準ずる価値で救えるものはあっても、それ以外は元は無かったものである。

(三浦座長)

現状はIVの活用に入っていて、教養に必要かどうかの問題だが、例えば記念植樹にしてもその植樹が景観的に非常に良いだろうということであれば置いておいても構わない。

(事務局)

これについては後ろに括弧書きで「史跡に関連の無いものを除く」と付け加え、関連の無いものはここには入らないということを示したい。

(三浦座長)

本来は計画策定に合わせてすべての石碑を撮って分類していただければと思うが、多す

ぎて間に合わないということであれば、そういう方法を取らなくてはいけない。

(中越委員)

その団体にとっては何周年・何十周年という記念かもしれないが、城の歴史からは全く関係がないものである。

(三浦座長)

括弧書きで、「原則として広島城跡の保存活用に無関係のものを除く」とすればいかがか。

(中越委員)

危惧しているのは、30周年の時には認められたが、60周年の時には認められないのかという意見が出てくることである。

(三浦座長)

今後、どういう行為を許すか許さないについては、計画書で明確にできる。すでにできているものをどうするか。若干非原則的ではあるが、括弧書きで今回は乗り切るということで、これは文化庁の調査官の方から後でご指導いただきたい。

その他Ⅳの中で書いてあるものがいくつかあるが、活用に関係のないものは書いていないか、確認も必要である。

(2) 第5章 史跡広島城跡の現状と課題について

(素案内容「第5章 史跡広島城跡の現状と課題」について事務局より説明を行った)

(中越委員)

石垣等の保存に係る問題で出てくるのは、樹木の根による破損が危惧される場合が多い。それは現に起きていて、例えば石垣が膨らんでいるとかがある。基本的に私は、座長がおっしゃったように近世が中心であるから、今植えられている木はなかったわけで、優先順位としては石垣を守ることであり、大事な史跡を守るためには今から起きるだろうというところは伐採、或いは伐根は構わないと思う。

実際に今までに崩れて困ったところはあるのか。

(事務局)

今現在石垣に根が入り込んで危険だという箇所が何カ所あるのかについて明らかにできていない。そのあたりも含めて、史跡が保有している石垣全体の観察と石垣カルテ化を行わないといけないので、そのあたりも含めて、後ろの方の保存管理の現状と課題の中で方向性をさらに書き進めていく形を取りたい。委員からご指摘のあったように、木を伐採する、伐根するなど様々な見解が出ており、逆に伐採したことで根が死んで痩せ、かえって危なくなるという話もあるので、そういったところも含めてベストとはいかずともベターな対策を関係各所と協議して決めていく必要があり、史跡の部分計画の一つとして立案した上で実施していくのが望ましいと考えている。関係各所と協議して具体的な植栽整備計画の検討をしていくという形で本計画の中では記載し、将来的な協議と植栽計画への道を示したい。

(三浦座長)

植物に関してはどこの史跡も困っていて、2点ある。1つは石垣の近くに生えている樹木、これは根によって石垣を痛めるので障害木として除伐しなくてはならない。これはそこに生えている樹木と石垣の特性によって違うので、個々の城によって個別に適切に定めていなくてはならないが、例えば石垣から3m以内、または5m以内などと決めている。どういう木が生えているか、どういう石垣があるか、そういったことで影響があるから、石垣の近くに生えている木は石垣を壊す危険があるので除伐すると大体のところはそうしている。

(中越委員)

それは石垣の隙間に入っているものもということか。

(三浦座長)

もちろんである。石垣の隙間でなくとも近くに生えている木が根を伸ばしてくるので、一般的に広葉樹だと枝の先まで根が広がるといわれており、枝の下までは行っているはずである。例えば5mなど史跡によって違うが、今後定めていくことになる。この計画書はそういった樹木について一般論を書くことになるが、石垣等を保存するために「石垣から何mは切る」とまで書くのか、「適切に樹木管理」をすると書くのか、やり方はそれぞれだが、そこを皆さんに議論していただきたい。

もう1点皆さんに認識していただきたいのが、かつての植生景観、それに復元した方がよいという意見も他の城では出ている。例えば明治当初の古写真や文献資料、絵図資料において、そこに書いてある樹木が特定された場合、その景観に戻した方がよいということで、かつての景観に戻す。要するに今入っている樹木ではなくて本来の樹木に戻そうという試み、これは広島城で可能か適正か、広島においては被爆樹木という特性があるのでそう簡単にはいかない。広島城特有の面があるのでしっかり考えていなくてはならない。先程一般論では「石垣の近くの樹木は障害木として除伐する」というのを申し上げたが、具体的に言うと、二の丸から本丸へ行く土橋のところに被爆樹木がある。完全に石垣を痛めているが、被爆樹木なので、本質的価値に準ずるとしたときに双方がバッティングしたらどうするか。最終的には本質的価値を優先するが、直ちに除伐するわけにもいかず、本来の寿命を全うさせるべきということも考えられる。広島城は非常に特殊なところがあり、一般論とは言えないところがある。それから元々木が無かったから皆切ってしまうという意見も他の史跡であった。皆さんに考えていただきたいが、全部切ってしまうと景観上よろしくない、炎天下で日が当たったときに困るということがある。適切に管理するというのは大事で、そういうところも踏まえてご意見いただきたい。もう一つは景観・眺望のことだが、木が邪魔になっていて、石垣が見えないとか天守が見えないということもあるので、景観・眺望についても色々な配慮が必要だが、そういったところを受けての課題というのを考えていきたい。

(中越委員)

今は季節柄落葉のものが増えているが、基本的に常緑樹は見ておくようにする。

(浅野調査官)

先行関連計画の整合というところで中央公園とかを書いているが、前の保存管理計画がどれくらいできていたかできていないかということについては、1章とかに書いてあるということか。

(事務局)

概略についてはそちらの方で触れている。

(浅野調査官)

現状と課題のところに、これまでやってきた保存管理計画がどれくらいできていたかというのが無いと、公園のことばかり出ているように、バランスが良くないのではないか。

(事務局)

そのあたりも含めて構成は検討する。

こちらに公園のことではないが、史跡周辺の近年の計画を入れているのは、今回保存活用計画ということで、史跡の本質的価値の議論によりやく踏み込むことができていますので、その視点を持ってこれまでに周辺で立てられている計画について齟齬が無いこと、整合性がちゃんと取れていること、本活用計画の中にきちんと位置付けて、今後進めていくことについての確認をする場所として設けている。

(中越委員)

江戸時代の城郭の景観というのは、現在中央公園で進めている緑化の状況とは全く違うので、コンセプトとして城を単独で扱うとするのか、あるいはその全体の中で城を取り入れてとするのが大きく分かれるところかと思う。ここは間違ったら整合性が保てなくなるので、先程申し上げたように、福島改易時に樹木の種類が書いていないかなど、きちんとした歴史的証拠がなかった場合は、今の緑化方針に従って、遺跡を守ることを前提にするべきである。

(事務局)

複数の計画の中で方向性や目指すところが若干違う場合、どのような形で整合を取るかという非常に難しい問題がある。今回ある計画ではこうなっているということを詳らかに挙げた上で、保存活用計画として史跡の本質的価値を損なわない形で、複数の方向性が整合できるのか検討作業を行い、委員にご意見をいただきたい。

具体的な植栽計画の検討を行う必要があるという形で止めているが、この後に策定する整備基本計画の中の部分計画として植栽計画を考えなくてはいけない。その際には委員がおっしゃっているような話を検討した上で、委員のご意見を聞きながら進めたいが、既存の計画ではこうなっているといった部分を確認し、それらの整合を図るといったところまでを本計画に盛り込むものとして事務局としてはとどめておきたいと考えている。

(三浦座長)

具体的にどうするかというのは、この計画を受けてから後の整備基本計画でしっかりと書かれるが、その大元の方針をここで決めておかないといけない。

(中越委員)

委員の中にあやふやな江戸時代の話よりは緑化の方がいいとおっしゃる方がいるとすれば、それもちょうとした意見であるからその合意は必要である。

(三浦座長)

江戸時代の植生に対しての史料は、明治4年頃に写されたという北側からの写真がある。マツとスギといった針葉樹で、まっすぐ生えているからマツではなくスギではないかと思う。本丸北側腰曲輪のところである。

(中越委員)

真柏と言われるビャクシンではないか。

(三浦座長)

ビャクシンにしては葉っぱがない。写真は残っているから後で中越委員に見ていただきたいが、多分スギでありかなりの高木で天守の高さに達するものが北側の腰曲輪にびっしり生えている。明治4年頃の写真でかなり大木であるため、江戸の植生と言える。また、大本営造営中南側を写した写真が2～3枚あり、マツではないかと思う。これは本丸上段の中の話である。場所によって生えている木は全く違うが、いずれにしても針葉樹である。整備基本計画ではそういったことも分析しながら、かつての出生に戻すのかどうかと、今回は検討するぐらいになっている。

(浅野調査官)

こちらで出している章立てで言うと、他に計画については1章に書いていただくことがほとんどであり、この現状と課題に入っていないということで違和感があるということと、特出ししてこの2つの計画があって保存管理計画がないのかという疑問がある。

また、植栽について2人の先生がおっしゃっていたこと大変興味深かった。中越委員がご覧になれば分かるということだが、それを概要に数行で書いたらよいのではないか。また、それを踏まえてどういう整備、植栽があるかという話になってくる。

(事務局)

調査官から保存管理計画が無いということが違和感があるとお話があったが、先の保存管理計画と整備基本計画については、第1章・2章でかなり目指していた部分も含めて記載はしているので、ここでは扱っていない。ここに出しているものは近年大きく方向性を打ちだしているものであるため、その部分に関しての本計画の落とし込み作業を行った方が共通認識の醸成のためにも必要かと考えたため、この2つを挙げている。

(三浦座長)

以前の保存管理計画というのは非常にボリュームも少ないもので、あまり書いてあることは多くないが、他のところで課題について書き込める内容があれば記載を検討していただき、必要であれば次回改訂をしていただきたい。

(事務局)

調査官がおっしゃるように改定前の計画についての評価とか制度について、現状と課題

の方で書いた方がよいということであれば、検討していきたい。

(三浦座長)

内容を精査して、必要があれば変えた方がいい。

(事務局)

30年以上前の計画ではあるが、その中で目指していた方向性などは、現在のものと比較してどのような違いがあるのかについて確認し、両者の整合を図っていきたい。

(三浦座長)

課題は書いてあるので、クリアできているのかできていないのか、そもそも無くなったなど色々あるだろうから触れておいていただきたい。

9頁に表29があるが、◎・▲・▼と非常に見にくい。また、保存管理の課題と整備の課題とは違うが後ろに()で保存管理と書いてあることで余計分からなくなっているため、整理して分かりやすい状態に改めていただきたい。

(事務局)

分かりやすい表記を検討する。

(浅野調査官)

こちらが出している章立てだと、「保存管理の現状と課題」というような形で活用と続いていくようにやっていただいているが、ここは場所でやっている。それはそれで悪くないが、難しくなっているのはそのせいではないか。

(事務局)

その意見も含めて再検討する。

(三浦座長)

場所ごとになっているが、必ずしも合わせなくてはいけないということではなくて、より分かりやすく、より効果があるように検討いただきたい。

(中越委員)

表30で地上遺構のところに「石垣などの遺構に破損が見られ、北面の石垣はユーカリの影響で孕みが見られる」とあり、既に影響を与えている木がある。ユーカリの扱いは国際的なIUCNという組織、自然保護連合であるが、これは植えてはいけない木だと言われているくらい環境を悪化させる木である。土壌の養分を全部吸い取るほか、他の木を生やすことができないような劣化をさせる。この広島城では“被爆ユーカリ”は必要だと思うが、特に植えているもので、ある団体が良いと思って持ち込まれているものは大体自生種ではなく、外来種なので、それはお城の価値を下げことを申し上げておく。

(三浦座長)

次回以降に外来樹木についての扱いを加えていただきたい。外来樹木はすぐわないということで、一般論としては除去するとなる。

(中越委員)

それをしなかった場合はそれから繁殖して、よそにユーカリが侵入すると困ったことに

なる。広島緑化の数字が変わらなくても緑化の質は変わってくるということを知っていただきたい。

(3) 史跡及びその周辺の現状・課題とそれに対する取組の方向性 について

(「史跡及びその周辺の現状・課題とそれに対する取組の方向性」について事務局より説明を行った。)

(三浦座長)

次の章からの予定表であるが、広島はいろいろな計画がすでに実施されつつあるところで、本来であれば保存活用計画に基づいてすべきところ、すでに始まっている計画もあってなかなか整合性を図るのが難しいところがある。うまく書いていただきたいが、皆さんから意見はあるか。

(中越委員)

何か遺構があるかもしれないから調査の必要があるのか、調査計画があるのかとの議論が度々出てくるが、2点あって、まず1つ目は調査資金が担保されているのか、2つ目は例えば事業者がやるのか、あるいは公的な組織、大学などがやるのかなど、長期に渡る調査を維持する計画というのがあるのか。この報告書を作るためだけではそれは不可能である。

(事務局)

史跡広島城を保存管理していくため、あるいは整備活用していくため、どの順番でどこをどのように調査するのか、それを市として判断した上で優先順位をつけて進めていくとなると、委託事業だけでは難しい。発掘調査の実施体制についてどのような形が望ましいのか、委員の意見をいただきながら、体制の構築からやっていく必要がある。

今、主要な課題として挙げたものでも非常に多岐にわたる調査・研究が必要なものが多い。これらについての優先順位とその成果を公表し、活用しながら整備に向けて体制を作るためには、計画的に進める必要があると思うので、官民共同なのか、あるいは事務局が主体となるのか、どういった形が望ましいのか、予算措置などを含めて検討する必要がある。その一番最初のたたき台になる議論が保存活用計画の第11章の“運営体制”のところであり、ここは少し重たい議論になると考えている。

(三浦座長)

事業者ではなく大学の研究施設もしくは直営がよいというのは確かにそう思うが、現実的にそれができないというのがあって、今広島城のような広大なところの発掘調査ができる大学や研究施設はなかなかない。逆に事業者だと費用はかかるが色々なところで発掘調査を行ってきており、ノウハウは溜めているので、必ずしもレベルが低いというわけではない。事業者任せにするのではなく適切な指導助言をしながら、的確な把握もしくは調査等ができるようにするのが大事で、それが体制になるのではないか。

(中越委員)

時間があまりないのであれば地区の優先順位を決めて、本丸上段だとかそういう具体的な議論をしておかないと間に合わないのではないかな。

(三浦座長)

整備活用はかなり長い中期・長期があるので、今後じっくりと腰をすえてやればよいが、その根本的な方向性を示しつつ、調査が必要であるから調査をなささいという、そういう観点で議論をしていきたい。

(浅野調査官)

章立てに沿った形で議論を進めていただきたくて、こちらでも史跡広島城跡の範囲でのことと、史跡に限らずお城全体のことなどバランスよく考えていただきたい。エリアごとに保存や活用、整備の現状と課題を述べていただきたい。例えば本丸上段であれば天守周りの調査と書いているが、ここは保存・活用・整備とバランスよく現状と課題を書いていただきたい。また、本丸下段であれば、防空作戦室という城としての本質ではない部分が出てくるということで、これも保存・活用とバランスよく書いていただきたい。二の丸であれば今度は活用になってくると思うが、これも同じように全部書いていただきたい。史跡外周部については今後私どもとしては近い指定や保存を考えていただきたいが、活用とだけなっていて、どれも課題として挙げていただきたい。もちろんそれを行う上で時間が当然足りないので、どれを先にやるか、バランスよくやるかというのを12章「施策の実施計画」で優先順位をつけてやっていくというのが段取りになっているので、できるだけそれに基づいて考えていただきたい。

(事務局)

資料3は保存活用計画の本文からは若干離れるものと考えていただきたい。ただ、これまでに事務局の方でどこにどういう問題があって、それに対してこういうアクションを行っていくつもりであるという所信表明をしてこなかった部分もあるので、まずはこういったものが課題になっており、これらに対してこういう施策を打っていく、検討していくつもりであるという形でまとめている。計画の本文ではバランスよく書くので、この資料は別物と考えていただきたい。

(三浦座長)

大体あちらこちらでも無節操に無方向に色々な計画が行われているが、そういう状況が当然あるということかと思う。これをなんとかしなくてはいけないのがこの保存活用計画であるので、この先しっかりと書いていただきたいが、それについて皆様方からこういう観点、こういう問題点は忘れてはならないということでおっしゃっていただきたい。

(浅野調査官)

今日いらしていない先生方の意見集約はどうするのか。

(事務局)

本日の資料については欠席の委員にも配付させていただいており、目を通していただい

て、意見があれば事務局に寄せていただきたい旨をお伝えしている。その意見も含め、次回会議に向けて資料を作成し、会議にフィードバックしていきたい。

(事務局)

本日は長時間に渡って議論いただき感謝する。座長におかれては円滑な進行に尽力いただき感謝する。本日いただいた意見や個別にいただいた意見等を踏まえて、必要な修正を行い、第6章以降の執筆にとりかかって、次回以降で改めて提示をさせていただきたいと考えている。

以上